

令和7年度 学びの丘学園 自由ヶ丘中学校区 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本的な姿勢

全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。

また、「いじめ」と思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない児童生徒もいることを理解し、その場合においても、適切に対応する。

2. いじめの未然防止（未然防止のための取り組み等）

(1) 未然防止の考え方

- 日常的に児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、教職員と信頼関係を構築し、児童生徒相互の人間関係づくりにも努める。
- いじめ問題への学校の取り組みについては、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- 安全な学校を目指し、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(2) 主に教師に求められること

- 小中一貫CSを推進し、わかる授業づくりに取り組む。
- 生徒指導の3機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）を大切にした授業を行う。
- 学習規律・学習態度の徹底を全教職員で取り組み、心を育む教育活動を実践する。

(3) 主に生徒に育むこと

- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳の時間を通して、いじめは人間として許されない行為であること、命はかけがえのないものであることをしっかり考えさせる。
- 学級活動を通して、お互いを認め合い、支え合う集団づくりを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力の育成を図る。
- 校区内の小・中学校が連携した「異年齢交流」や校区内でのボランティア活動等を通じて、児童生徒の自尊感情を高める。

3. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取り組み等）

（1）いじめの早期発見の考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させる。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

（2）いじめの早期発見のための措置

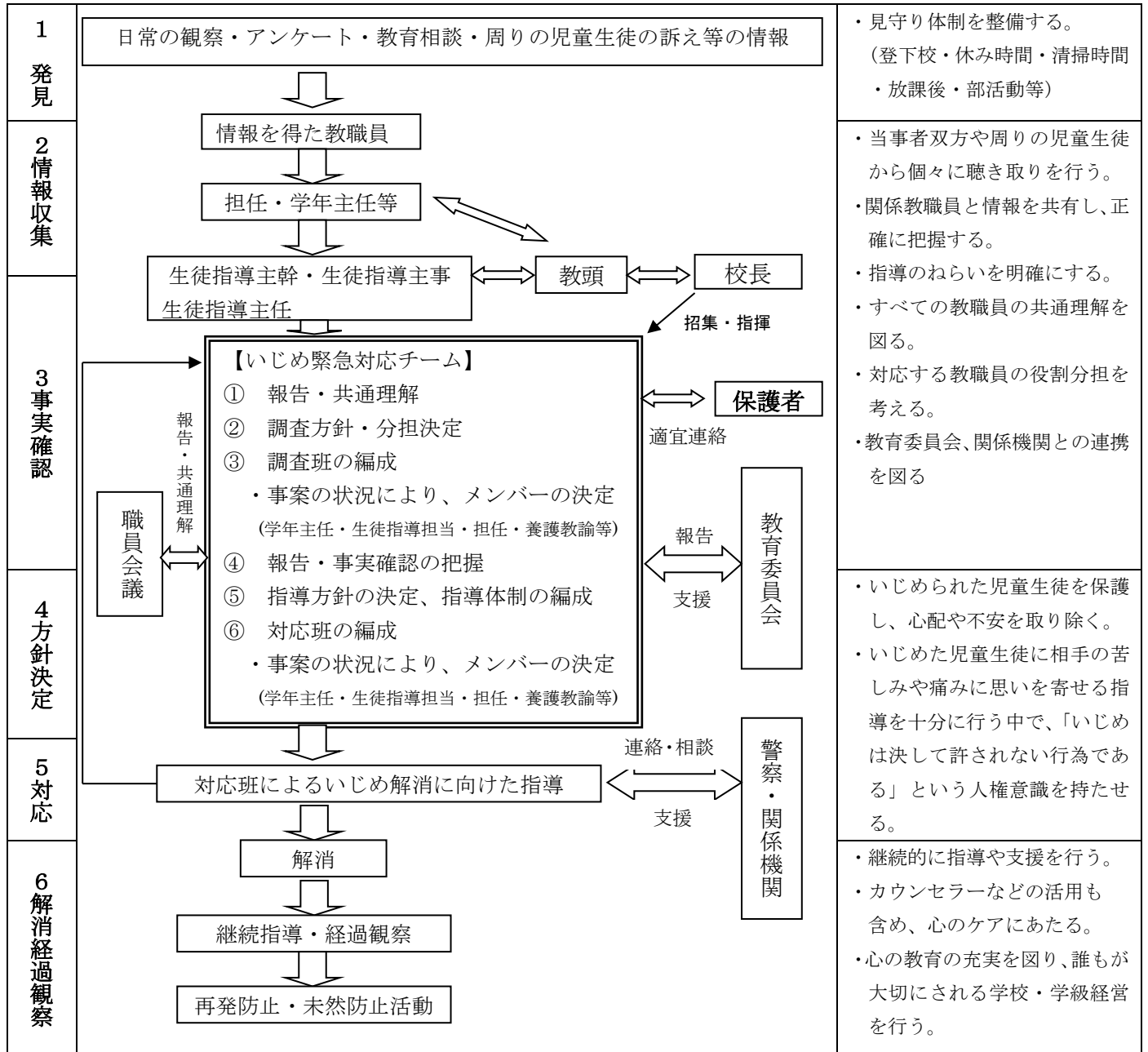
- 授業や休み時間、作文ノートなど学校生活のあらゆる場面で生徒の様相の変化に気づき、関係職員間で情報交換を行い、早期発見に努める。また、アセス(学校適応感尺度)などの調査を実施し、児童生徒の様相を客観的につかむ。
- 中学校では、いじめに特化した簡易版アンケート、いじめに特化した無記名アンケートを隔月ごと、学校生活アンケートを体育祭後、文化祭後、2月下旬に実施する。小学校では、毎月いじめに特化した簡易版アンケートし、学期に1回ずつ（6・11・2月）いじめに特化した無記名アンケートを実施する。どちらも実施することで児童生徒一人一人の変容をとらえる。
- 学期に1回教育相談週間を設定して面談等を行うことで児童生徒の悩みを受容的、共感的に理解し、心のケアに努める。問題の解決に当たっては、事実関係を的確に把握し、関係職員を中心にきめ細かく組織的に対応する。
- 部活動の保護者会や4月の家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや家庭用チェックリストを配付し、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら学校と家庭の連携を図っていく。また、学校のH.Pにも内容を掲載し、内容の周知を図る。
- 相談ポストを職員室前に設け、1日1回はポストを確認・集計し、迅速に対応する。

4. いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処…インターネット上のいじめを含む）

（1）基本的考え方

- 相談・通報等を受けた場合、その状況や対応の経緯等について適切な処置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに宗像市教育委員会に報告する。
- 被害児童生徒の権利利益を擁護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。
- 加害児童生徒に対しても、教育的配慮のもと別室指導等、毅然とした対応を行う。また教育上必要があるときは、学校教育法11条に基づき児童生徒に対して懲戒を加える。
- 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



- 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめの状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- いじめの解消に向けての取組に当たっては、迅速な対応が求められることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでをいじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに十分に検討協議し、慎重に対応する。
- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果 上げることが困難な場合や暴力・恐喝などの犯罪行為に触れる場合、宗像警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに宗像警察署に通報し、適切に援助を求める。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の 2 つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(児童生徒に対して)

- つらさや悔しさといった思いを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 良い点を認め励まし、自信を与える。
- 学級・学年間の人間関係（交友関係）の確立を目指す。

(保護者に対して)

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(児童生徒に対して)

- いじめの事実確認、背景、理由等を確認する。
- 不満・不安等の訴えを十分に聴き、課題解決のための援助を行う。
- いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 体験活動等を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

(保護者に対して)

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- 学級活動や道徳、学年集会等で、下記の点について指導する。
 - ・無関心がいじめを助長することの指導を全体に行う。
 - ・いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つこと。
 - ・はやしたてる等同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であること。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- 「インターネット上のいじめ」は匿名性が高く外部から見えにくいなどの性質を有しているため、児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上に拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学区、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり深刻な影響を及ぼすものである。よって、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取り組みを行う。
- 家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。
- 「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」をテーマに、年間1回児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会を実施する。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。
- 宗像市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。

6. いじめ防止等のための職員研修

- 4月初めに、いじめ対策の基本方針、いじめ理解に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。
- 夏季休業中等に、SC等の専門家を招聘した研修会や特別支援教育の視点にたった児童生徒理解の研修会を行う
- 月1回、職員会議等において気になる生徒の各学年の情報を交換する。

7. その他（各取組のPDCAサイクルについて）

- 学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営評議委員会等に報告する。
- 各学期末に「取組評価アンケート」を行い、校内いじめ対策委員会で検証を行い、取り組み計画を見直していく。

8. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の役割・機能

ア いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

- 校長、教頭、生徒指導主幹、生徒指導主事、生徒指導主任、各学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめの防止等の対策のための、いじめ・不登校等対策委員会を設置する。
- 校内いじめ不登校等対策委員会では以下の取り組みを行う
 - ・ 未然防止など学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗の確認、定期的検証
 - ・ 教職員の共通理解と意識の啓発
 - ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・ 発見されたいじめ事案への対応
 - ・ 構成員の決定
 - ・ 重大事案への対応

イ いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織について

【重大事態】とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 下記（２）から、第２２条に係る組織の構成員と第２８条に係る調査のための組織の構成員、事案の性質に応じて校長が指名すること。なお、第２８条に係る調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断をまかすものとする。

（２）組織の構成員等

小学校、中学校それぞれで、管理職、主幹教諭、生徒指導、担任、スクールカウンセラー等で構成されるいじめ不登校対策委員会が、推進していく。

（注：ＰＴＡ会長には教頭を通じて情報を伝えるようにし、通常はいじめ不登校対策委員会への出席はないものとする。）

		校内いじめ問題等対策委員会	
		校内での役職	
組織 の 構 成 員	教職員	校長	
		教頭	
		主幹教諭（教務主任）	
		養護教諭	
		各学年主任	
		いじめ事案の該当担任	
		生徒指導担当	
		特別支援教育コーディネーター	
	外部専門家	スクールカウンセラー	
		◎宗像市子ども家庭センター	
		◎宗像警察署 スクールサポーター	
		主任児童相談員	
		教育サポート室エール	
		宗像市ソーシャルワーカー	

9. いじめ防止等の年間指導計画
(小学校)

月	1 早期発見・未然防止の取組 [リアクティブ・プロアクティブ]			2 いじめ問題等に関する校内研修の充実	3 教育相談体制の整備	評価
	教師の視点から	児童の視点から	保護者の視点から			
4月	・PTA総会で、保護者に対して学校いじめ防止基本方針の内容を説明 ・各学級で、児童に対して発達段階に応じた学校いじめ防止基本方針の内容を発達段階に応じて説明 ・年度初めに顔を交わせる際に、関係機関に対して、学校いじめ防止基本方針の内容を発達段階に応じて説明			・職員研修（いじめ対策の基本方針、いじめ理解） ・気になる子の交流会（各学年）		
5月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト	・個人懇談	・気になる子の交流（自小・自南小）		
6月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した無記名アンケート・相談ポスト		・気になる子の交流（自南小）	・教育相談	
7月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト ・学校生活・環境多面調査	・家庭に向けたリーフレット配付	・気になる子の交流（自南小）		
8月		・相談ポスト		・専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立つ児童理解の研修会 ・気になる子の交流会		
9月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト	・個人懇談（自南小）	・気になる子の交流（自南小）		
10月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト		・気になる子の交流（自南小）		
11月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した無記名アンケート・相談ポスト ・学校生活・環境多面調査		・気になる子の交流（自南小）	・教育相談	
12月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト	・個人懇談（自小）	・気になる子の交流（自小・自南小）		
1月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト		・気になる子の交流（自南小）		
2月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した無記名アンケート・相談ポスト		・気になる子の交流（自南小）	・教育相談	
3月	・校内いじめ問題対策委員会 ・生徒指導共有化ファイルの活用（自小）	・いじめに特化した簡易版アンケート・相談ポスト		・気になる子の交流（自小・自南小）		

(中学校)

月	1 早期発見・未然防止の取組 [リアクティブ・プロアクティブ]			2 いじめ問題等に関する校内研修の充実 実	3 教育相談体制の整備	評価
	教師の視点から	生徒の視点から	保護者の視点から			
4月	・職員会（気になる生徒の全職員の理解） ・校内いじめ・不登校対策委員会・いじめチェックリスト活用	・生活アンケート（記名・記述式） ※相談ポストは年間を通し、随時、投函できる	・家庭向け ・リーフレット配布	・職員研修（いじめ対策の基本方針、いじめ理解）		
5月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート ・1学期アセス(体育祭終了後)				
6月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート		・非行防止学習(ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止)	・教育相談	
7月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・1学期の学校生活を振り返って	三者面談			
8月				・S.Cや専門家招聘の研修会 ・特別支援教育の視点に立つ生徒の理解の研修会		
9月	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・生活アンケート（記名・記述式）				
10月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート ・2学期アセス(文化祭終了後)		・非行防止学習(生命の大切さ, 性の逸脱行動防止)	・教育相談	
11月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・無記名アンケート				
12月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・2学期の学校生活を振り返って	三者面談			
1月	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・生活アンケート（記名・記述式）				
2月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート ・3学期アセス(期末考査終了後)			・教育相談	
3月	・校内いじめ・不登校対策委員会	・3学期の学校生活を振り返って				